

令和元年松前町規則第10号

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月 8 日

松前町長 岡 本 靖

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和51年松前町規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）</u> <u>第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）</u> <u>第4章 災害援護資金の貸付け（第6条一第17条）</u> <u>第5章 松前町災害弔慰金等支給審査委員会（第18条一第21条）</u> <u>第6章 補則（第22条）</u> <u>附則</u> （償還免除） 第15条 省略 2 前項の申請書には、次の_____いずれかの書類を添えなければならない。 （1）省略 （2）借受人が、精神<u>又は</u>_____身体に著しく障害を受けて貸付金を	（償還免除） 第15条 省略 2 前項の申請書には、次の<u>各号に掲げる</u>いずれかの書類を添えなければならない。 （1）省略 （2）借受人が、精神<u>若しくは</u>身体に著しく障害を受けて貸付金を

償還することができなくなつたことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3・4 省略

第17条 省略

第5章 松前町災害弔慰金等支給審査委員会

(委員の任期)

第18条 条例第17条に規定する委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第19条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

償還することができなくなつたことを証する書類

3・4 省略

第17条 省略

4 会議は、非公開とする。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

第 6 章 省略

第22条 省略

第 5 章 省略

第18条 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。